

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 支給要件確認フローチャート

## 〔支給対象者〕

- ① 児童扶養手当受給者（ア）
- ② 公的年金給付等受給者（イ）
- ③ 家計急変者（ウ・エ）

※ 既に本給付金（ひとり親世帯分）や「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」の支給を受けている場合（他市町村等からの支給を含む）は、本給付金の支給は受けられません。

### 【ここから確認】

令和3年4月分  
児童扶養手当の  
受給資格者(法  
第4条)か

はい

令和3年4月分  
児童扶養手当を  
受給しているか  
(全部支給また  
は一部支給)

はい

支給対  
象者①

いいえ

いいえ

公的年金等受給  
により全部支給  
停止(法第13条  
の2)となってい  
るか

はい

令和元年の収入  
が支給制限限度  
額未満か(法第  
9条～第11条)

はい

支給対  
象者②

いいえ

公的年金等受給  
により全部又は  
一部支給停止  
(法第13条の  
2)となることが  
想定されるか

はい

いいえ

いいえ

申請時点で児童  
扶養手当の受給  
資格者(法第4  
条)か

はい

新型コロナウイルスの影響を  
受け家計が急変し、急変後1  
年間の収入見込みが支給制  
限限度額未満か

はい

支給対  
象者③

いいえ

いいえ

給付金対象外

給付金対象外

令和3年4月以降の離別等により児童扶養手当の受給資格を有することとなった場合は、受給資格を有することとなった後1年間の収入見込みにより判定します